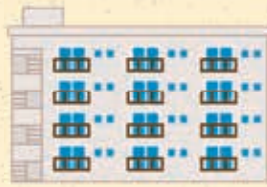


## 住居の確保が困難となった方に 市営住宅の一時提供を行います



新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴い、解雇あるいは休業などにより住居の確保が困難となった方を対象として、市営住宅の一時提供を行います。

- ▶提供可能な住宅(5月21日現在)
  - ・市営荒木住宅
  - ・市営斎条住宅
  - ・市営小橋住宅
- ▶対象 市内に住所または勤務場所を有している方で、解雇や雇止めなどにより現に居住している住宅からの退去を余儀なくされた方やその見込みがある方。
- ▶提供期間 原則6カ月以内
- ▶使用料など 敷金、使用料(家賃)を免除します。光熱水費、共益費、駐車場および居住に必要な家財一式などは、入居者の負担とします。
- ▶申し込み・問い合わせ 営繕課住宅管理担当 ☎550-1554



## 中小企業などへ 持続化給付金が給付されます

緊急事態宣言による外出抑制の長期化に伴って、本市においても観光や外食、イベント関連業は大きな影響を受けています。国は売上高が前年同期比で5割以上減った中堅・中小企業やフリーランスを含む個人事業主に現金を給付する制度を創設されました。申請はパソコンやスマートフォンなどからの電子申請となります。



- ▶問い合わせ 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 ※午前9時～午後5時

## 新型コロナウイルス感染症 に関する相談窓口



新型コロナウイルスの感染が心配な場合は、病院に直接来院せず、次の相談センターへ連絡し、その指示に従ってください。

### 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

- ▶受付時間 24時間受付(土・日曜日、祝日を含む)
- ▶電話番号 0570-783-770

### 加須保健所(帰国者・接触者相談窓口)

- ▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)
- ▶電話番号 0480-61-1216

## 失業などにより住居にお困りの方は 住居確保給付金制度をご利用ください

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った、またはその恐れがある方に対し、自治体が家賃相当額(上限あり)を支給することにより、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

支援を希望される方は、行田市社会福祉協議会にお問い合わせください。

- ▶問い合わせ 同協議会 ☎557-5400

## 新型コロナウイルス感染症の影響を 踏まえた緊急小口資金などの特例貸付

### 《緊急小口資金》

- ▶対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ▶貸付上限額 10万円以内  
(特に必要と認められる場合は、20万円以内)
- ▶据置期間 1年以内
- ▶償還期限 2年以内
- ▶貸付利子 無利子
- ▶保証人 不要

### 《総合支援資金》

- ▶対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ▶貸付上限額 【単身世帯】月15万円以内  
【2人以上世帯】月20万円以内
- ▶貸付期間 原則3月以内
- ▶据置期間 1年以内
- ▶償還期限 10年以内
- ▶貸付利子 無利子
- ▶保証人 不要
- ▶申し込み・問い合わせ 月～金曜日の午前8時30分～午後4時に  
行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

## 3つの密(密閉・密集・密接) を避けましょう

医療機関への通院、食料品、医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出を控えてください。

特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密(密閉・密集・密接)」がそろう場への外出や集まりへの参加を避けるようお願いします。



# 新型コロナウイルス感染症に 関する支援・取り組み



新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな支援を行っています。申請が必要なものもありますので、ご確認ください。

### 電話による総合相談窓口

**556-1115 (直通)**

▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

## 支給します

### ひとり親家庭などへの 生活支援臨時給付金

- ひとり親家庭などに、市内共通商品券を支給します。
- ▶支給対象 ①支給対象児童などに係る令和2年4月分の児童扶養手当受給者  
②令和2年4月1日認定(令和2年6月1日までの申請分)の就学援助費受給者(①の受給者を除く)  
※生活保護受給者を除く
- ▶対象児童  
①児童扶養手当の令和2年4月分の対象となる児童  
②就学援助費の令和2年4月1日認定(令和2年6月1日までの申請分)の対象となる児童(①の対象児童を除く)
- ▶給付額 対象児童1人当たり2万円の市内商店共通商品券を給付します。
- ▶支給方法 郵送で発送します。
- ▶支給時期 6月上旬からの支給を予定しています。
- ▶その他 該当者には市から通知を発送します。
- ▶問い合わせ 児童扶養手当受給者については、子ども未来課給付担当(内線292)、就学援助費受給者については、教育総務課財務施設担当(内線5307)

### 子育て世帯への臨時特別給付金

- 子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。
- ▶支給対象 支給対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は対象外
- ▶対象児童  
・児童手当の令和2年4月分の対象となる児童  
・令和2年3月分の児童手当の対象となる児童で、4月から新高校1年生の方
- ▶支給額 対象児童1人につき1万円
- ▶支給方法 児童手当の登録口座に振り込みます。
- ▶支給日 6月18日(木)からの支給を予定しています。
- ▶その他 児童手当登録口座を解約された方、または、給付金の受け取りを辞退される方は子ども未来課までご連絡ください。
- ▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

### 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みに対する家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

申請は、市から送付した通知に同封の返信用封筒での郵送をお願いします。なお、市役所窓口への持参はご遠慮ください。

- ▶申請期間 8月31日(月)まで
- ▶対象 令和2年4月27日(基準日)に本市に住民登録のある方
- ▶支給額 1人10万円(世帯主へ支給)
- ▶申請方法 市から送付した通知に同封の返信用封筒に①～③の書類を入れ、郵便で返送してください。  
①特別定額給付金申請書  
②申請者本人が確認できる書類の写し(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写しなど)  
③振込先金融機関口座確認書類の写し(通帳、キャッシュカードなどの写し)
- ▶問い合わせ 福祉課特別定額給付金担当 ☎556-1115

### 国民健康保険および 後期高齢者医療傷病手当金

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために本来就労が予定されていた日に労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いが受けられなかった被用者の方(雇われている方)は、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。

- ▶支給対象となる日数 就労ができなくなった初日から起算して4日目以降の就労ができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数
- ▶支給額の計算  
1日当たりの支給額＝直近の継続した3カ月間の給与等の収入の合計額÷就労日数×3分の2  
傷病手当金の支給額＝1日当たりの支給額×支給対象となる日数  
※給与等の一部の支払いを受けたときは、支給額から差し引きます。
- ▶申し込み・問い合わせ 国民健康保険については、保険年金課国保担当(内線273)、後期高齢者医療については、同課医療担当(内線226)